

## 公正職務執行確保に関する要綱

### (設置目的)

第1条 この要綱は、職員が不当な要求や圧力を排除し、公正な職務の執行を確保するために必要な事項を定めることにより、府民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るとともに、府民の信頼を確保することを目的とする。

### (職員の責務)

第2条 職員は、違法又は公正な職務の執行を損なうことが明白な行為（以下「違法行為等」という）の要求があったときは、何人によるものであってもこれを拒否しなければならない。

2 職員は、違法行為等の要求等があったときは、その経過を記録し、直ちに所属長その他これに相当する者（以下「所属長等」という。）に報告しなければならない。

ただし、これによりがたい場合は、直接、第5条の公正職務執行確保委員会に相談するものとする。

3 職員は、公正な職務の執行を損なうおそれのある行為の要求があったときは、その経過を記録し所属長等に情報提供するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、直接、第5条の公正職務執行確保委員会に情報提供するものとする。

### (所属長等の責務)

第3条 所属長等は、率先垂範して公正な職務の執行と服務規律の確保を図るとともに、監督責任を十分自覚し、部内職員に対する指導監督を怠ってはならない。

2 所属長等は、部内職員から前条第2項の報告を受けたときは、自ら適切な対応を行うとともに、当該職員に対して適切な指示を行い、公正な職務を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 所属長等は、前条第2項の報告を受けた場合において、当該報告の内容を検討し、当該所属において対応することが困難であると認められるときは、当該所属が置かれる部局の部局長に報告しなければならない。

ただし、これによりがたい場合は、直接、第5条の公正職務執行確保委員会に相談するものとする。

4 所属長等は、所属職員から前条第3項の情報提供を受けたときは、所属が置かれる部局の部局長に情報提供するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、直接、第5条の公正職務執行確保委員会に情報提供するものとする。

(部局長等の責務)

第4条 所属長等から報告を受けた部局長は、当該報告が公正な職務の執務を損なうものかどうかを調査し、当該部局において適切な対応を行うとともに、かかる対応を行うことが困難であると認められるときは、その調査結果を次条の公正職務執行確保委員会に通知しなければならない。

また、部局長等は、所属長等から前条第4項の情報提供を受けたときは、次条の公正職務執行確保委員会に情報提供するものとする。

(公正職務執行確保委員会の設置)

第5条 行政への不当な要求や圧力を排除し、職員の服務規律及び公正な職務執行を確保するため、公正職務執行確保委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、部局長から前条の通知を受けて調査又は審査を行い、その結果について、当該部局長及び知事に報告する。

3 前2項に掲げるもののほか委員会の組織及び運営等について必要な事項は、別に定める。

(違反した職員等の懲戒処分等)

第6条 職員、所属長等及び部局長がこの要綱に違反した場合は、懲戒処分の対象とする。

(不当行為者への警告等)

第7条 知事は、第5条第2項の報告を受けたときは、当該報告に基づいて違法行為等の要求を行った者に対する警告、公表、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずることがある。

(雑則)

第8条 この要綱の施行に関して必要な事項は、総務部長が定める。

附則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例

平成18年9月20日  
条例第13号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）  
第2章 職員等の基本姿勢（第3条～第5条）  
第3章 要望等への対応  
第1節 対応の基本原則（第6条）  
第2節 記録及び確認（第7条～第9条）  
第3節 審査会への諮問等（第10条～第12条）  
第4章 神戸市公正職務審査会（第13条～第15条）  
第5章 体制の整備（第16条）  
第6章 雑則（第17条～第20条）  
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、職員等の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、市政の透明化を推進するとともに、公正な職務執行の確保を図るため必要な事項を定めることにより、市民の信頼にこたえ、市民に信頼される市政を確立することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 執行機関等 本市の地方公務員法（昭利25年法律第261号）第6条第1項に規定する任命権者又はその委任を受けた者をいう。
- (2) 職員等 執行機関等及びその補助機関である者をいう。
- (3) 公職者 次に掲げる者及びその秘書その他次に掲げる者の活動を補佐する者をいう。

- ア 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- イ 他の地方公共団体の長

- (4) 要望等 職員等以外のものが職員等に対して行う当該職員等の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類するものをいう。
- (5) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む）、条例及び規則（規程を含む。）並びに本市の機関がその職務を執行するために定める基準をいう。
- (6) 不当要求行為 次に掲げるものをいう。

ア 正当な理由なく次に掲げることを求める行為

- (7) 特定のものに対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。
- (8) 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。
- (9) 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。
- (10) 執行すべき職務を行わないこと。
- (11) (7)から(10)までに掲げるもののほか、法令等に違反すること又は職員等の職務に係る倫理に反するを行うこと。

イ 職員等の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為

ウ 暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為

第2章 職員等の基本姿勢

（執行機関等及び職員等の責務）

第3条 執行機関等は、法令等を率先して遵守するとともに、市民の信頼にこたえるために、公共の利益の増進を目指し、市会と連携し、及び協力しながら、透明性の高い公正な市政の運営に全力で取り組まなければならない。

2 職員等は、市民に対し、この条例の趣旨について十分な説明を行うとともに、市民と市との協働と参画により、豊かな神戸の創造に向けて全力で努力しなければならない。

（倫理に係る理念）

第4条 職員等は、常に公務員としての倫理の保持に努めなければならない。

（職員等の職務執行その他倫理に係る基本原則）

第5条 職員等は、全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく、一部のものに対して有利な又は不利な取扱いをする等差別的な取扱いをしてはならない。

2 職員等は、職務上の権限の行使に当たっては、職務上の地位を自らの私的な利益のために用いる等市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならない。

3 職員等は、特に自らの職務に関連する法令等に精通するよう努め、職務を適正に執行しなければならない。

4 職員等は、職務上知ることのできた情報を適正に管理することにより、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。

5 職員等は、法令等の規定による権限に基づき、その職務を市民に説明する責務を全うしなければならない。

6 職員等は、職務の執行における手続の明確化及び市政運営の透明化を図るために、施策（市の基本方針を実現するための個々の方策をいう。）の意思決定の内容及び過程を適正に記録するよう努めるものとする。

第3章 要望等への対応

第1節 対応の基本原則

（要望等への対応の基本原則）

第6条 執行機関等は、市民と市との協働と参画を実現するために、市政運営に対する要望等の重要性を十分理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。

2 執行機関等は、特定のものを特別に扱うことを求める要望等に対しては、他のものの権利及び利益を書さないうよう十分に留意し、正当な理由なく、特定のものに対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

3 執行機関等は、不当要求行為が行われた場合（不当要求行為が行われるおそれがある場合）と認める場合を含む。）は、市民に信頼される公正で公平な職務の執行及び職員等の安全の確保を図るため、複数の職員等により組織的に毅然とした態度で対応しなければならない。

第2節 記録及び確認

（要望等の記録及び報告）

第7条 執行機関等は、要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。この場合において、当該記録をするに当たっては、不実又は虚偽の記載をしてはならない。

2 執行機関等は、要望等の意図及び内容を正確に把握するために、要望等を行ったもの（以下「要望者」という。）に対し、当該要望等の内容を記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の提出を求めることができる。

3 執行機関等は、要望等の内容が記録された書面又は電磁的記録が提出されたときは、要望者にその内容を確認するものとする。

4 要望等の記録及び報告に関し必要な事項は、執行機関等が定める。

（記録の例外）

第8条 執行機関等は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該要望等の内容を記録しないことができる。

(1) 公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録がなされるとき。

(2) 要望等の内容が単なる問い合わせ又は事実関係の確認にすぎないことが明白であるとき。

(3) 公職者以外のものからの要望等であって、その内容が次のいずれかに該当するとき（当該要望等の内容が自己又は第三者に特別の利益又は不利益を与えることを求めるものであって、公正で公平な市政運営を阻害するおそれがあると認めるときを除く。）。

ア 日常的に行われる営業活動に係るもの

イ 多数の者が利用する公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされるもの

ウ 相談業務における要望等で職員等が多数の要望者に順次対応するような場合であって、記録することが困難なものであるとき

エ 相談業務における要望等でその場で用件が終了し、職員等が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がないもの  
(確認の機会の付与)

第9条 要望者は、執行機関等に対し第7条第1項前段の規定による記録の内容について確認を求めることができる。この場合は、執行機関等は、速やかに要望者に対し、当該記録を提示しなければならない。

2 執行機関等は、前項の確認の結果、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処理をするものとする。

- (1) 記録されている情報に誤りがある場合 当該情報の訂正
- (2) 記録されるべき情報が明らかに記録されていない場合 当該記録されるべき情報の追加
- (3) 事実でない情報が記録されている場合 当該情報の削除

#### 第3節 審査会への諮問等

##### (審査会への諮問)

第10条 市長その他の執行機関(以下単に「執行機関」という。)は、次に掲げる場合であって必要があると認めるときは、当該要望等に係る第7条第1項前段の規定による記録又は同条第2項若しくは第3項の書面若しくは電磁的記録(以下「記録等」という。)及び次条第2項の意見書とともに、神戸市公正職務審査会(以下「審査会」という。)に諮問するものとする。

- (1) その内容が違法又は不当であるかどうかを執行機関が判断できない要望等を受けた場合
- (2) 要望等に対する職員等の対応その他の行為が違法又は不当であるおそれがある場合

2 執行機関は、市会が前項第2号に係る同項の規定による諮問(以下「第2号に係る諮問」という。)をすべきである旨の議決をしたときは、当該議決を尊重して当該諮問をするように努めなければならない。

##### (審査会への諮問前の手続)

第11条 執行機関は、前条第1項の規定による諮問(以下この条において「諮問」という。)をしようとするときは、次に掲げる通知をしなければならない。

- (1) 要望者に対する第9条第1項の確認ができる旨及び諮問をする旨の通知
  - (2) 第2号に係る諮問をしようとするときにあつては、同号の職員等(以下この条において「職員等」という。)に対する諮問をする旨の通知
- 2 要望者及び職員等は、前項の規定による通知のあった日から起算して15日(執行機関が特に必要があると認めるときは、15日を超えて当該執行機関が定める日数)以内に意見書を執行機関に提出することができる。

3 審査会は、第13条第2項の規定による審査のために必要があると認めるときは、要望者又は職員等に対し前項の意見書の内容を証明する資料の提出を求めることができる。

##### (審査会の答申の尊重)

第12条 執行機関は、第10条第1項の規定による諮問をしたときは、審査会の答申を尊重して当該要望等への対応その他の行為をしなければならない。

#### 第4章 神戸市公正職務審査会

##### (審査会の設置及び権限)

第13条 市長の附属機関として、審査会を設置する。

2 審査会は、執行機関からの第10条第1項の規定による諮問に応じて審査を行い、及び要望等の記録方法その他要望等への対応に関する諮問に応じて審議を行い、並びにこれらに関する意見を執行機関に述べるものとする。

##### (審査会の組織)

第14条 審査会は、5人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他法令等又は行政事務に関し専門的知識を有する者の中から市会の同意を得て市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、市会の同意を得て解嘱することができる。
- 6 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が支障がないと認めるときは、公

開することができる。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

##### (職員等の協力)

第15条 職員等は、第13条第2項の規定による審査会の審査又は審議に協力しなければならない。

#### 第5章 体制の整備

##### (体制の整備)

第16条 執行機関等は、法令等及び第5条に規定する基本原則の遵守(以下「コンプライアンス」という。)に関する啓発、研修、相談その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 執行機関等は、その職員等を管理し、又は監督する者をコンプライアンスを推進するための責任者として指定する。

3 前項の責任者その他コンプライアンスを推進する体制の整備に関し必要な事項は、執行機関等が定める。

##### 第6章 雑則

##### (市長の調整)

第17条 市長は、他の執行機関等に対し、コンプライアンスの推進に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

##### (運用状況の公表)

第18条 市長は、各執行機関等における要望等に係る記録等の件数その他の運用状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

##### (出資法人等の講ずべき措置)

第19条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち規則で定めるものは、この条例の規定の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 執行機関等は、その事務若しくは事業を委託し、又は公の施設の管理に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定をしたときは、当該事務若しくは事業の受託者又は同項の指定管理者に対し、この条例の規定の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるために必要な指導をするように努めなければならない。

##### (施行細目の委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関等が定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(平成18年12月14日規則第42号により平成19年1月1日から施行)

##### (適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる要望等について適用し、同日前に行われたものについては、適用しない。

##### (審査会の委員の任期の特例)

3 この条例の施行後最初に委嘱される審査会の委員の任期は、第14条第3項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。